

公立大学法人横浜市立大学科目等履修生規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 92 号
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日 規程第 7 号

(趣旨)

第1条 横浜市立大学の科目等履修生について必要な事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として学部（医学部を除く、以下同じ）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学則第 16 条に該当する者
 - (2) その他、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 科目等履修生として大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学院学則第 8 条に該当する者
 - (2) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の志願)

第3条 科目等履修生として入学しようとする者は、所定の期日までに、原則として次に掲げる書類に入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。ただし、公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程等に減免の規定がある場合は、入学検定料を徴収しない。

- (1) 入学願書
- (2) 履修目的用紙
- (3) 健康診断書
- (4) 最終出身学校の卒業証明書
- (5) 最終出身学校の学業成績証明書
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、入学にあたり必要となる書類

2 科目等履修生として履修できる科目については、別に定める。

(入学者の決定)

第4条 学長は、前条の規定による入学志願者について、教授会の選考を経て、科目等履修生として入学者を決定する。

(入学の手続及び許可)

第5条 学長は、所定の入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(科目等履修料等)

第6条 科目等履修生の科目等履修料、入学検定料及び入学金（以下「科目等履修料等」という。）の額は、公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程の定めるところによる。

- 2 科目等履修生は、指定の期日までに科目等履修料等を納付しなければならない。
- 3 既納の科目等履修料等は、返還しない。ただし、特段の事情があり理事長がやむ

を得ないと認める場合は、返還することができる。

(科目等履修料の納付)

第7条 科目等履修料は、履修科目ごとに納付しなければならない。

(入学検定料及び入学金の納付)

第8条 出願科目が複数の学部にわたる場合は、入学検定料は学部ごとの納付は要しないものとし、大学院においても同様の取扱いとする。

2 出願科目が学部及び大学院の両方にわたる場合は、学部及び大学院それぞれにかかる入学検定料を納付しなければならない。

3 前2項の規定は、入学金においても適用する。この場合、「出願科目」は「履修科目」と読み替えるものとする。

4 入学検定料及び入学金は出願又は入学の都度、納付しなければならない。ただし、前期に入学した科目等履修生が、引き続き同一年度の後期科目に出願し、その科目を履修する場合、納付は要しないものとする。

(入学時期)

第9条 科目等履修生の入学時期は、原則として前期又は後期の初めとする。

(履修期間)

第10条 科目等履修生の在学期間は、原則として前期入学は1年以内、後期入学は半年以内とする。

(単位の授与)

第11条 科目等履修生は、その履修した科目について試験を受けることができる。

2 科目等履修生が履修した科目の評価と修了の認定は、科目の担当教員が実施する考查、授業の出欠状況及びその他の審査等の総合評価によるものとし、合格した者には所定の単位を与える。

3 前項の規定により単位を与えたときは、学長は単位修得の証明書を交付する。

(身分異動)

第12条 科目等履修生は、その履修期間中に退学しようとするときは、所定の退学願いにその理由を記載し、学部長又は研究科長を経て、学長に願い出てその許可を得なければならない。

2 学長は、次の各号に掲げる場合、教授会の議を経て科目等履修生の資格を取り消すことができる。

(1) 科目等履修生が大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した時

(2) 科目等履修料等を指定の期日まで納付していない時

(諸規則の準用)

第13条 学則、その他学内諸規則の学生に関する規定は、科目等履修生にこれを準用する。

(委任規定)

第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学部長又は研究科長は、教授会の議を経て、科目等履修生に関する細則を決めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年規程第 2 号)

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以降に入学する者から適用する。

附 則 (令和 4 年規程第 7 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。